

香美市立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

香美市教育委員会

# 目次

## 1 計画の趣旨・現状 P1~P3

- (1) 計画の趣旨
- (2) 計画の対象教員
- (3) 本市の現状

## 2 目標 P3

- (1) 時間外在校等時間に関する目標
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
- (3) 働きがいに関する目標

## 3 計画の期間 P4

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 P4~P7

- (1) 「業務の3分類」
- (2) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- (3) 学校における措置の推進
- (4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて P7~P8

## 1 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

この計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

本市の「学校における働き方改革」は、教育職員の業務負担軽減と健康確保を図るとともに、第2期香美市教育振興基本計画に掲げる基本理念である「郷土を愛し、探究的に学び、未来を創る人づくり」の実現に向けた重要な戦略である。教育職員が心身ともに健康を保持し、その専門性を発揮し、子どもたちに質の高い教育を提供するため、業務の効率化と働き方の改善が求められる。

今後は、地域や関係機関との連携・協働、校務DXの推進を通じて、教育職員の勤務状況を改善するとともに、業務の効率化を進めることで、教育職員が教育活動に専念できる環境を整備し、学校経営計画と一体となって、香美市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

更に、計画の進捗や課題の検証を継続的に行い、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を推進していく。

### (2) 計画の対象教員

本計画は、香美市立学校に勤務する教育職員（給特法第2条第2項に規定する教育職員）を対象とする。

### (3) 本市の現状

本市では、令和元年度に働き方改革検討協議会を発足し、教育職員の人間性や創造性を高め授業の質を向上させることや、子どもと向き合う時間を確保すること等により、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、国の動向、県教育委員会との連携、児童・生徒・保護者の視点等を考慮し、所管に属する学校の教育職員の働き方改革に関する対策を進めてきた。

さらに、令和2年9月には、所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「香美市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する香美市教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（以下「規則」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

現在は、これまで行ってきた働き方改革に関する取組について、検証及び改善を行うため、香美市教職員働き方改革検証委員会を発足し、校長会及び学校事務室と連携しながら取組を進めている。

【令和7年度までの主な取組】

実施主体	主な取組内容
〈教育委員会〉	◆ 香美市会計年度任用職員等（スクールソーシャルワーカー、学習支援員、ICT支援員、教員業務支援員等）の配置
	◆ 校務支援システムによる勤務時間管理の徹底
	◆ 定時退校日の設定、夏季・冬季休業中の完全閉庁日の設定
	◆ 学校徴収金システムの運用
	◆ 校務DXの推進（デジタルサイネージ設置、通信環境の整備等）
	◆ 学校問題サポートチームによる学校支援（令和8年度より学校サポート室）
	◆ 通年の早出遅出勤務の試行（令和8年度より運用開始）
	◆ 小学校通知表の2期制の検討（令和8年度より実施）
	◆ 部活動の地域展開に向けた検討
〈学校〉	◆ 校務DXの推進・クラウドサービスを活用した校務の情報化（ポータルサイトによる情報の一元化、デジタル連絡帳の導入、会議の見直し等）・デジタルサイネージを使った情報の共有
	◆ 学校行事や研修、週時程等の見直しや精選
	◆ 保護者用連絡ツール（すぐーる）の運用
	◆ 留守番電話の運用

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	41時間31分／月	39.6%	3.8%
中学校	50時間9分／月	35.6%	18%

## 【令和6年度「教員の働き方改革に関するアンケート結果」】

「仕事と生活の両立を推進するために、時間外勤務の縮減や業務負担の軽減に効果があると思われることは、どのようなことだと思いますか。」（上位3項目）

- 「会議や研修の見直し」
- 「交代ができるようにするための担当者の複数化」
- 「行事の削減や精選」

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数18日以上にする【15日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる【14.5%】

※【】内は令和5年9月1日～令和6年8月31日の期間の数値

### (3) 働きがいに関する目標

- 日々の業務の中でやりがいを感じている教員の割合を90%以上にする。（働き方改革に関するアンケート令和7年11月81%）

※【参考】 共済組合平均との比較

（小学校）

「職場環境によるストレス」と「自発的な献身的負担度」で良好。

「職場の対人関係上のストレス」と「心理的な仕事の負担（質）」でストレスが高い。

（中学校）

「職場の対人関係上のストレス」と「上司からの支援」で良好。

「家族や友人からの支援」と「心理的な仕事の負担（質）」でストレスが高い。

### 3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までとする。

- \* 令和11年度に目標達成を目指すため、令和8・9年度を第1期の取組期間（9年度末に取組を検証）とし、令和10年・11年度を第2期の取組期間とする。

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」

### 学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

#### 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

(出典：文部科学省 HP より)

4

(2) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」1関係）

各地域の実情を踏まえつつ、地域学校協働本部ややまびこ会などを通じて、保護者・地域住民による登下校の見守り活動を推進する。

○ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」2関係）

- 放課後から夜間における見回りについては、少年育成センターが行っている見回りに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りや学校以外で起こったトラブル（SNS等を含む。）については、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」5関係）

- 保護者や児童生徒対応において課題の解決が困難な事案に対応する「学校サポート室」を設置し、学校と連携しながら、事案に応じた適切な専門家で構成した行政によるサポート体制を構築し、専門的な立場から解決に向けた助言と支援を行い、早期解決を図る。
- 令和9年度中に電話の録音機能を全校に設置することを検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」9関係）

地域学校協働本部等と連携し、水泳授業実施期間（6月～7月）における学校プールの水位調整や日常的な水質検査について、地域住民等の支援を得る。

○校舎の開錠・施錠（「3分類」10関係）

校舎の開錠は、原則学校用務員が行い、施錠は教員業務支援員等が行うこととする。ただし、部活動の朝練習などについては各学校で体制を協議するものとする。

○校内清掃（「3分類」11関係）

学校施設や敷地内等の大規模清掃等について、市内に勤務する学校用務員の共同実施を推進する。

○部活動（「3分類」13関係）

- 令和8年度より、平日及び休日の部活動について、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。
- 部活動数の削減や可能な部活動から地域展開を実現するため協議を重ねていく。
- 学校は「香美市部活動ガイドライン」を改めて周知する。（「1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。」ことを遵守する。）
- 学校は生徒や部顧問の適度な負担とならないよう、改めて参加する大会等を精選する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○授業準備（「3分類」15関係）、学習評価や成績処理（「3分類」16関係）

- 教材研究や授業準備に係るデジタルコンテンツの提供や共有、効果を実証された生成AIの標準化を積極的に進める。
- 校務支援システムの機能やCBTシステムなどの自動採点技術等を活用することによって、授業準備や採点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」19関係）

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。（※事前に助言や情報共有を受けたいうえで、開催する場合を含む。）
- 教育委員会において、学校サポート室及び医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連絡協議会等を少なくとも年2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(3) 学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、学校における教育職員が担う業務の適正化を図る。

※本計画の趣旨を踏まえ、業務の適正化が児童生徒や保護者、教職員同士の関係の希薄化や授業の質の低下にならないよう留意する。

- 学校経営計画における「学校におけるワーク・ライフ・バランスを確保した働き方改革の推進」及び「教職員のメンタルヘルス対策」に関する項目について、当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ▶ デジタル技術の活用により、クラウド上でのデータの一元化など校務を効率化し、「学校情報化チェックリスト」（日本教育工学協会）に基づいた目標値を維持する。
- ▶ 生成 AI を有効に活用することで、校務負担を軽減し、校務運営の効率化と質的な向上を実現する。

#### （４）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ▶ 時間外在校等の時間について、実態と乖離のない正確な記録を行う。
- ▶ 原則、1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。（産業医の配置や本人の意向、学校長への聞き取り等により、実施の有無を判断する。）
- ▶ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間を越えた教育職員に心身の健康面と働き方について管理職による面接指導を実施する。
- ▶ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ▶ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ▶ ワーク・ライフ・バランスの重要性の視点から、年次有給休暇をまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ▶ 学校における定時退校日を月 4 回以上設定することを推進し、長期休業等の期間中に 14 日間の一斉閉庁期間（日直を置かない期間）の設定を行う。
- ▶ 通年の早出遅出勤務制度の活用を推進する。
- ▶ 長期休業中の早出遅出勤務制度を活用し、ワーク・ライフ・バランスの向上を図る。
- ▶ 在宅勤務（テレワーク）の導入について令和 8 年度中に検討を行う。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月確認し、本計画の内容に対して課題が顕著に見られる時は、当該学校に聞き取り、指導等を行う。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りなどが課題となっている学校に対しては、当該年度中でも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している在校時間管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果や年2回実施している「教員の働き方改革に関するアンケート」から把握する。
- 具体的措置の取組状況等について、毎年度HPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう地域や保護者、学校運営協議会へ本計画の周知を行う。
- 学校・学校運営協議会・地域学校協働本部と協働して、地域ボランティア等の人材確保・充実を図ることで、教育目標の達成と特色ある学校づくりを目指す。
- 学校と地域の役割分担を明確にしたうえで、地域ボランティアの参加により、教員の業務負担軽減と教育活動の充実を図る。地域ボランティア参加者数の前年度比5%増を目指す。
- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、業務体制の見直しを随時図るとともに学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的項目について協力を得られるよう取り組む。